



県章

群馬県報

平成26年
6月6日(金)
第9204号

目次

ページ

告 示

○群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例第25条第2項に基づく告示(廃棄物・リサイクル課)	2
○道路の供用開始(道路管理課)	2
○都市計画区域区分の変更に係る縦覧(都市計画課)	2
○同	2
○一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正(会計課)	3

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO・多文化共生推進課課)	3
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(同)	3
○農業振興地域の区域変更(農政課)	4
○同	4
○土地改良区の定款変更認可(農村整備課)	6

監査委員告示

○包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等	6
--------------------------	---

■ 告 示

◎群馬県告示第184号

群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成25年群馬県条例第47号）第25条第1項の規定により市町村を次のとおり指定し、平成26年7月1日から適用するので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年6月6日

群馬県知事 大 澤 正 明

指定する市町村の名称
前橋市

◎群馬県告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年6月6日

群馬県知事 大 澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	291号	利根郡みなかみ町小川字三本木1019番の1地先から同郡同町同字湯元1882番の2地先まで	平成26年6月6日

◎群馬県告示第186号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、玉村都市計画区域区分を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年6月6日

群馬県知事 大 澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 玉村都市計画区域区分 文化センター周辺地区
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 玉村町大字下新田及び福島の一部
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県伊勢崎土木事務所及び玉村町都市建設課

◎群馬県告示第187号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、

高崎都市計画区域区分を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年6月6日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 高崎都市計画区域区分 スマートIC周辺工業団地地区
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 高崎市綿貫町、上滝町、下滝町、下斎田町及び八幡原町の各一部
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県高崎土木事務所及び高崎市都市整備部都市計画課

◎群馬県告示第188号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、平成26年5月12日から適用する。

平成26年6月6日

群馬県知事 大澤 正 明

「太田市農業協同組合 太田市福沢町89―1（沢野支所）」を「太田市農業協同組合 太田市福沢町87（沢野支所）」に改める。

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ部NPO・多文化共生推進課において縦覧に供する。

平成26年6月6日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成26年5月12日
- 2 特定非営利活動法人の名称 NPO法人生涯発達ケアセンターさんれんぶ
- 3 代表者の氏名 中林亜衣
- 4 主たる事務所の所在地 伊勢崎市茂呂町二丁目2875番地4
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障害児およびその保護者、高齢者を含む生涯発達を目指す者に対して、音楽療法・相談支援に関する事業を行い、それらの人々を総合的に支援し、福祉および社会的理解の向上、音楽療法の普及に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部NPO・多文化共生推進課において縦覧に供する。

平成26年6月6日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成26年5月16日
- 2 特定非営利活動法人の名称 NPO法人工房・喫茶オリーブ
- 3 代表者の氏名 藤川ひろ子
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市富士見町原之郷1073番地1（2階）
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障害者・児及びその家族に対して、憩いの場を提供する事業を行い、障害者・児及びその家族が地域で豊かに、かつ主体的に生活できる社会の実現に寄与することを目的とする。また、障害者・児に対して、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業を行い、障害者・児の生活や環境を十分に理解した利用者本位の地域福祉の実現に寄与することを目的とする。

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条の規定により、玉村農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成26年6月6日

群馬県知事 大澤 正 明

変更後の玉村農業振興地域は、佐波郡玉村町の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域とする。

都市計画区域区分の変更に係る縦覧の告示（平成26年群馬県告示第186号）後の都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条の規定により、高崎農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成26年6月6日

群馬県知事 大澤 正 明

変更後の高崎農業振興地域は、高崎市の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域とする。

- 1 都市計画区域区分の変更に係る縦覧の告示（平成26年群馬県告示第187号）後の都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域及び昭和46年群馬県告示第255号による高崎都市計画公園第1号公園（観音山公園）の区域
- 2 都市計画用途地域の変更の告示（平成16年箕郷町告示第83号）後の都市計画法に基づく用途地域
- 3 都市計画用途地域の変更の告示（平成14年榛名町告示第1号）後の都市計画法に基づく用途地域
- 4 都市計画用途地域の変更の告示（平成17年吉井町告示第18号）後の都市計画法に基づく用途地域
- 5 平成18年1月22日現在の高崎市の区域の国有林野のうち1に含まれる区域を除く区域
- 6 寺尾町のうち字長坂1321から1324まで、1328、1331、1332、1334の1、乙1335、1336の1、1336の7、1338及び1339、字池境1340、1341、1343、1345の1、1347、1348の1、1349の1及び乙1349、字日向甲1356の5から1356の7まで、135

- 8、1360、甲1362、1364、1373、1374及び1376、字日向甲1362及び1364、字直路1384、1387、1390及び1399から1401まで、字笹畦1405、1406、1407の1から1407の4まで、1408から1411まで、1413の1、1414の1、1414の2、1416から1420まで、1423、1424、1426、1427、1429の1、乙1430の3及び丁1430、字刈萩1795、1796、1798の1、1799の1、1799の2、1800、1801、1802の1、1803、1804、1805の1、1805の2及び1808、字大平1823、1824、1828の2、1830の1から1830の3まで、1831、1832、1839、1841及び1843、字大神楽1907、1909、1910、1913、1914、1920、1923から1925まで、1926の1、1926の2、1927、1928、1930、1931、1934から1951まで、1951の2及び1952から1956まで並びに字小塚2120の2から2120の6まで並びに山名町のうち字井戸沢2211及び2247から2253までの区域
- 7 乗附町のうち字宮室根1026の4、字十貫山2218の2から2218の22まで、字城山2371の59、字三本松2371の67、2371の104、3678及び3694並びに字雨坪3610の2及び3611の区域
- 8 平成18年1月22日現在の倉渕村の区域の国有林野のうち前橋事業区147林班リ－2小班の一部（区域の範囲は、別図による。）を除く区域並びに県有林及び市有林の区域
- 9 倉渕町川浦のうち字鳥口28の1、字犬啼カセ乙28、字鋸ノ岑丙28、字角落丁28、字鼻曲27の7及び27の8、字焼栢乙29、字三ツ丸29の3、字矢狭丙27、字高芝27の5及び27の20から27の31まで並びに字永妻27の11から27の19までの区域
- 10 陸上自衛隊相馬原演習場及び武器補給所吉井弾薬支所用地の区域
- 11 箕郷町中野のうち字大畑及び字槻木沢を除く区域
- 12 箕郷町松之沢のうち字中野、字黒岩、字石小根、字小野、字芦窪、字中峯及び字物見塚並びに箕郷町善地のうち字中野並びに箕郷町柏木沢のうち字中野の区域
- 13 新町の区域
- 14 平成18年9月30日現在の榛名町（以下「旧榛名町」という。）大字榛名山のうち字小田原、字畳石及び字八本松を除く区域
- 15 旧榛名町大字十文字のうち字獅子牢並びに大字上室田のうち字郷里、字大丸、字旭、字立石、字黒岩、字鳥ヶ谷津、字中ノ馬場及び字界峰の区域
- 16 旧榛名町大字中室田のうち字大沢（2）、字種山、字梅ノ木（2）、字春場谷津、字東筒井沢、字西筒井沢、字伏間入（2）、字萩枝子（2）、字夕日、字天狗山、字梨木平、字中原（2）、字東大平、字西大平、字十二東、字十二西、字一枚畑、字後塚、字樽ノ平、字釜ヶ谷津、字白崩、字唐沢（2）、字西神子田（2）、字寺井、字田ノ入（2）、字銭神（2）、字岩城入（3）、字糠塚（2）及び字堂尾根の区域
- 17 旧榛名町大字下室田のうち字大日陰、字大日陰（2）、字長久保（2）、字芳沢、字刈合（2）、字大崩、字種山ウラ、字二ツ釜、字水出、字膳棚、字不動及び字前日陰並びに大字宮沢のうち字中野、字中野（2）、字日陰坂及び字古寄の区域
- 18 旧榛名町大字上里見のうち字間野山乙4109、4109の1、4109の4から4109の7まで、4109の401から4109の434まで、4109の436、4109の438から4109の441まで、4109の448、4109の460、4109の470、4109の479、4109の480及び4109の482から4109の487まで並びに字境野に該当する区域
- 19 吉井町神保字八束1385－1から1385－3まで及び1386、塩字八束沢1306、大沢字大沢山73

7、東谷字小梨1002-1から1002-3まで、1002-10及び1002-13、馬庭字猪之籠3125-1、3144-1、3160-1、3160-8、3162-1、3162-5、3165-1、3166-2及び3167-3から3167-5までの区域

なお、関係図面は省略し、群馬県農政部農政課に備え置いて縦覧に供する。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、明治用土地改良区の定款変更を平成26年5月27日認可した。

平成26年6月6日

群馬県知事 大澤 正 明

■ 監査委員告示

◎群馬県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第2項の規定により、包括外部監査人森田亨の監査の事務を補助する者の氏名等を次のとおり告示する。

平成26年6月6日

群馬県監査委員 横 田 秀 治
同 丸 山 幸 男
同 星 野 寛
同 福 重 隆 浩

補助する者の氏名	補 助 す る 者 の 住 所	補 助 で き る 期 間
松 岡 光 弘	群馬県高崎市飯塚町1353番地2	平成26年6月6日～平成27年3月31日
宮 一 行 男	群馬県高崎市根小屋町2046番地2	平成26年6月6日～平成27年3月31日
金 井 孝 純	群馬県高崎市下小埜町1424番地9	平成26年6月6日～平成27年3月31日
田 中 陽 子	群馬県前橋市荒牧町1204番地7	平成26年6月6日～平成27年3月31日
兒 島 宏 和	群馬県高崎市筑縄町56番地1マンションドレイコ301号	平成26年6月6日～平成27年3月31日
小 池 幸 男	群馬県高崎市八千代町二丁目11番地3	平成26年6月6日～平成27年3月31日
権 田 俊 枝	埼玉県熊谷市銀座二丁目58番1コンフォートボエム701号	平成26年6月6日～平成27年3月31日

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目 1 番 1 号
電話 027-223-1111
